医療法人昭洋会　中村診療所　訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護　重要事項説明書

＜令和６年６月１日現在＞

1　事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人昭洋会（医療法人）
代表者名	理事長　中村　肇
所在地・連絡先	（所在地） 京都府八幡市八幡山柴１７ （電話）０７５－９８１－０５１０ （FAX）　０７５－９７２－３３３４

2　事業者の概要

（１）　事業者名称及び事業者番号

事業者名	医療法人昭洋会　中村診療所
所在地・連絡先	（所在地） 京都府八幡市八幡山柴１７ （電話）０７５－９８１－０５１０ （FAX）　０７５－９７２－３３３４
事業所番号	２６１２９００９３２
管理者の氏名	中村　肇

（２）　事業所の職員体制

職種		従事する業務	人　員
管理者		業務全般の管理	１ 名
サービス担当職員		サービス担当	２ 名(常勤 2名、 非常勤 0名)
内訳	看護師		２ 名(常勤 2名、 非常勤 0名)
	准看護師		０ 名(常勤 0名、 非常勤 0名)
	理学療法士		０ 名(非常勤 0名)
事　務　員		業務の事務全般	１ 名(常勤 １名、 非常勤 0名)

（３） 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	八幡市　　大阪府枚方市一部地域

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（４） 営業日・営業時間帯

営業日	平日
営業時間	９：００～１７：００

※営業しない日：　土曜日・日曜日・祝日・
お盆：８月１４日～１６日　年末年始：１２月２９日～１月３日

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする
サービス提供時間	平日９：００～１７：００

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

３　サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等	
1 訪問看護契約 （介護予防訪問看護計画） の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。	
2 訪問看護 （介護予防訪問看護） の提供	訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供します。 具体的な訪問看護（介護予防訪問看護）の内容 ① 病状・障害の観察、健康相談 ② 日常生活の看護 ③ 医師の指示による医療処置 ④ リハビリテーション ⑤ 認知症の看護、精神的支援をはじめ総合的な看護	
3 その他	相談	家族・介護者の心配等の相談 他のサービス制度の紹介 介護用品・住宅改善の相談
	支援	主治医への情報提供 他のサービス及びボランティア支援の利用に関する情報提供

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4　費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある６５歳以上の利用者様は２割または３割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は１か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

【料　金　表】

■訪問看護（地域区分　１単位：１０．４２円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（１割の場合）
看護師による場合	20 分未満	266 単位	2,771 円／回	278 円／回
	20 分以上 30 分未満	399 単位	4,157 円／回	416 円／回
	30 分以上 1 時間未満	574 単位	5,981 円／回	599 円／回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	844 単位	8,794 円／回	880 円／回

※准看護師の場合は、上記の 90%で算定します。

■訪問看護加算項目

夜間（午後 6 時から午後 10 時）・早朝（午前 6 時から午前 8 時）の加算	上記の額に 1 回につき 25%加算します
深夜（午後 10 時から午前 6 時）の加算	上記の額に 1 回につき 50%加算します

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内容
初回加算	300 単位	3,126 円／回	313 円／回	初回利用時
退院時共同指導加算	600 単位	6,252 円／回	626 円／回	退院時に主治医と共同指導後初回利用時
ターミナルケア加算	2000 単位	20,840 円／回	2,084 円／回	ターミナルケアを行った時

■介護予防訪問看護（地域区分　１単位：１０．４２円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（１割の場合）
看護師による場合	20 分未満	256 単位	2,667 円／回	267 円／回
	20 分以上 30 分未満	382 単位	3,980 円／回	398 円／回
	30 分以上 1 時間未満	553 単位	5,762 円／回	577 円／回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	814 単位	8,481 円／回	849 円／回

※准看護師の場合は、上記の 90%で算定します。

■介護予防訪問看護加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内容
初回加算	300 単位	3,126 円／回	313 円／回	初回利用時
退院時共同指導加算	600 単位	6,252 円／回	626 円／回	退院時に主治医と共同指導後初回利用時

※　上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※　介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■利用者等のお支払い方法

翌月訪問診療日・訪問看護日に集金させて頂くか窓口にてお支払い頂くかはご都合に合わせてお選びください。

5　事業所の特色等

（１）　事業の目的

訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）の提供によって、要介護状態（要支援状態）になられた利用者の方に対して、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、日常生活機能の維持向上を図り、可能な限り居宅でその方の能力に応じて自立した、その方らしい豊かな日常生活を送っていいただけるように適正な訪問看護サービスを提供する事を目的に事業を行います。

（２）　運営方針

事業者は、介護保険法並びに関係諸法令を遵守してその実施するとともに、訪問看護（介護予防訪問看護）の運営にあたっては、利用者及びその家族の方の要望を十分に尊重してサービス提供が行えるように、利用者の病状観察の状況、医療処置等の意味や必要性などを丁寧に説明し、納得してサービスが利用できるように常に利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

居宅介護支援事業者と綿密に情報交換を図るとともに、主治医や他のサービス提供事業者、関係市町村、その他の保健医療福祉サービス等と連携して、より効果的で効率的にサービスを利用いただけるように努めます。

また、スタッフ間でのカンファレンス等を定期的に行うことにより、スタッフが全体として臨機に利用者に対応できるように努めます。

6　サービス内容に関する苦情等相談窓口

（1）　当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口 電話　：　代表　075－981－0510　　FAX　：　075－972－3334 管理者　：　　中　村　　肇 ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

（2）　当事業所以外に、

八幡市役所（075－983－1111代）

京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口（℡　075－354－9090）

に苦情を伝えることが出来ます。

7　緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8　事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業所等、市町村及び京都府に報告を行います。

9　個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10　衛生管理等について

（１）訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

（２）事業所は設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

（４）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

（５）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

11　虐待の防止について

事業者は、虐待の発生または再発防止のための対応を、以下のとおりとします。

（１）虐待の防止のための指針を整備します。

（２）虐待防止のための従業者に対する研修を実施します。

（３）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

12　ハラスメント対策について

事業者は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとします。

（１）職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

（２）カスタマーハラスメント防止のための必要な措置を講じます。

（３）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発します。

（４）相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知します。

13　業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14　サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示ください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 （家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住所	
	電話番号 （携帯電話）	

主治医	病院（診療所）名	医療法人昭洋会　中村診療所
	所在地	京都府八幡市八幡山柴 17
	氏名	中村　肇
	電話番号	０７５－９８１－０５１０